

令和元年10月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後2時35分
- 2 開催場所 和水町役場本庁 3階大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(10名)
会 長 1番 荒木 政士
会長代理 2番 甲斐 正晴
委 員 3番 平山 正光 4番 本山 圭司 5番 有働 憲一
6番 石原 由紀 7番 内田 耕臣 8番 金栗 孝義
9番 池田 好博 11番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(1名)
10番 亀崎世志矢
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(13名)
菊水中央区域 猪口 琢真 石原 武則
菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎
菊水東区域 川原 京一 庄山 慶司
菊水西区域 坂本 正則 福永 泰信
緑区域 上妻 芳樹 牛島 繁
神尾区域 渡辺 秀敏 中畑 昇
春富区域 渡辺 陽三
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(4名)
竹下 周三 古閑原秀春 柿原 学 三串 直人
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
6 報 告
7 そ の 他
8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(2名)
事務局長 松尾 修(兼庶務係長)
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和元年10月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

7番 内田委員 と 8番 金栗委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 36～38 について説明 ——

申請番号 36 売買

申請地は原口地区内の畑3筆です。ふれあい会館から南に200m程行った所にあります。現地は畑で保全管理してありました。

申請番号 37 売買

申請地は、下津原・志口永地区内の畑10筆です。

現地は肥培管理してあり、内2筆には柿が作付してありました。

申請番号 38 贈与

申請地は、野田地区内の田1筆です。

現地は水稻が作付してありました。耕作者へ贈与されるものです。

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを上回っています。

申請番号34については、現在の経営面積と今回の3条の申請分、後程ご説明いたします基盤法の使用貸借の申請分を合わせますと下限面積を上回ることとなります。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

有働委員

申請番号36の譲受人は、下限面積が足りないのでは？

事務局 松尾

農地法上では、買受または借受した後に30aを超えれば、買受・借受が可能となっております。譲受人につきましては、世帯は違いますが、お父さんが農業をされているということで、機械も借りられることや、30a以上一度に購入されるということで、議案に上げさせていただいております。全く初めて就農されるという方につきましては、営農計画書を添付していただいたりしております。

やる気をもって新規就農される方については、そのような形で農地を取得できませんので、荒れた農地が少なくなればと思っております。

議長 荒木

他に無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、本案件は、私自身が関与する案件です。議事参与の制限がありますので、議長を甲斐会長代理に交代いたします。甲斐会長代理よろしく申し上げます。

甲斐会長代理

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。本案件は荒木会長が関与される案件ですので、荒木会長、退室をお願いします。

—— 荒木 会長、退室 ——

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としますが、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」も関連がありますので一括して審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、議案第2号 申請番号 1 ・議案第3号 申請番号 19について説明 ——

議案第2号 申請番号 1 ・議案第3号 申請番号 19牛舎・倉庫（大田黒）

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

議案第2号 申請番号 1及び、議案第3号 申請番号 19の申請人及び譲受人は 畜産経営をされており、20年前程に農協の斡旋で牛舎が建っていた土地と建物を購入され、違反転用の状態を是正するために申請されるものです。登記簿地目「田」の転用が14筆、雑種地や山林も含めると合計21筆の事業となります。

20数年にわたり畜産経営をされていますが、現在まで、被害は出ていないとのことです。万一問題が生じた場合は本人が責任を持って対処されます。また、糞尿も鋸屑を混ぜて堆肥にし、悪臭の発生を抑えています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」については 建設済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に建設済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましても、宅地への転用地周囲は本人所有地及び山林であり、資材置場他への転用周囲は北側に農地がありますが資材置場と外来者駐車場のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしく申し上げます。

甲斐会長代理

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号 申請番号 1 ・議案第3号 申請番号 19について、渡邊 推進委員 の報告をお願いします。

渡邊推進委員

議案第2号 申請番号 1 ・議案第3号 申請番号 19について、渡邊 が報告します。

10月3日に、亀崎委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、大田黒地区内で国道443号線沿いの旧神尾小学校から北西へ400mほど進んだところにあり、既に牛舎、倉庫、堆肥舎などが建設してありました。

20年程、畜産を営まれており転用地の周囲は本人所有地や山林である為、周辺への影響はないと考えます。

審議方、よろしくをお願いします。

甲斐会長代理

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号 及び 議案第3号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

内田委員

今、現在も牛は入っているんですか？

事務局 松尾

この案件が、三加和地区の方は大きな牛舎ですのでお分かりかと思いますが、旧神尾小学校から野田方面へ行く途中にあります。説明の通り、前所有者がされていたものを農協のあっせんにより購入されております。事業はその都度拡大されておりますので、一時期終わったという話はないです。山鹿や十町のほうでもされておりますので、追加・拡大ということだと思われれます。

堆肥についてもノコクズを混ぜてにのいの発生を抑えており、苦情等はないというふうに伺っています。

追加で補足説明いたしますと、登記地目は田となっておりますが、既に前の所有者が作って建ててらっしゃたのを、農地であるという意識がなくそのまま購入されてしまったという経緯があります。

甲斐会長代理

他に、何か質問はありませんか？

—— 異議なしの声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第2号 及び 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

甲斐会長代理

ありがとうございました。

議案第2号 及び 議案第3号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

荒木会長の入室を、お願いします。

—— 荒木 会長、入室 ——

荒木 会長

甲斐会長代理については、議長を務めて頂きありがとうございました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

——— 事務局が、申請番号 156～159 について説明 ———

事務局 西川

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします

ただ今、事務局から、議案第4号について説明がありました。
何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

無いようですので、採決をします。
議案第4号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

ありがとうございました。
議案第4号 については、原案のとおり決定しました。

事務局 松尾

荒木会長、甲斐会長代理には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

5ページを、ご覧ください。
報告第1号「許可不要転用届」が、1件です。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これもちまして、令和元年10月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 7番

署名委員 8番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 7頁